

【5月28日更新】新型コロナウイルス関連情報（第43報）

- MD州においてステージ1移行を保留していた各地域は、6月1日までにステージ1へ移行する予定です。
- VA州では、州内全域の公共ビーチにおいてレクリエーション活動が限定的に再開されます。
- ドライブスルー検査を実施するCVS店舗が拡大されます。

1. 本日（5月28日）17時現在の当地における感染者数は以下のとおりです。

（1）ワシントンDC：8,492名（死亡453名）

◎地域別感染者数はこちら

<https://coronavirus.dc.gov/page/coronavirus-data>

（2）メリーランド州：49,709名（死亡2,307名）

◎地域別感染者数はこちら

<https://coronavirus.maryland.gov/>

（3）バージニア州：41,401名（死亡1,338名）

◎地域別感染者数はこちら

<http://www.vdh.virginia.gov/coronavirus/>

◎DMVにおける感染者数の推移

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html#4

2. 各州政府の措置等

（1）メリーランド州

本日、モンゴメリー郡とプリンスジョージズ郡は6月1日（月）に限定的にフェーズ1移行、ボルチモア市は5月29日（金）より小売店でのカーブサイド販売とレストランの屋外営業を認めるとの発表を行いました。これにより州内すべての郡・独立市が再開に関する発表を行ったこととなります。

（注）ステージ1において再開される活動等は、州政府が定める範囲において、地方政府にその内容を決める裁量を与えられており、実際に州のガイドラインよりも限定的な再開にとどまる地域もありますので注意が必要です。お住いの地域の詳細については、各地方政府（郡・独立市）のホームページ等からご確認ください。

◎各郡・独立市の再開状況はこちら

<https://governor.maryland.gov/recovery/>

（2）バージニア州

本日、ノーザム州知事等の記者会見が行われたところ、主な内容は以下のとおりです。

・明日から、バージニア・ビーチ市のビーチと同様に、バージニア州全域の公共のビーチにおいて、レクリエーション活動が限定的に再開される。10人以上の大規模な集会、テント、アルコール、集団スポーツなどは禁止。

・DMV オフィスの再開が限定的なものにとどまっていることを受け、7月31日以前に期限切れとなるバージニア州発行の運転免許証、身分証等の有効期限を90日を超えない範囲で8月31日まで延長する。

https://www.dmv.virginia.gov/general/news/pressReleases/#/News_Article:14120

・フェーズ2への移行は最も早くても6月5日から。（フェーズ1への移行を遅らせた北部バージニア等の地域

も、他の地域と同時にフェーズ2に移行できるのかと問われ)可能だが地方政府からフェーズ2への移行を遅らせる要請があれば、議論する用意がある。(質疑応答にて言及)

◎詳しくはこちら(会見動画)

<https://www.facebook.com/GovernorVA/videos/827369624418121/>

(注)各州政府の措置等についても、できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

(注)上記のほかにも、連邦・州・地方政府(郡、市など)レベルで感染拡大を抑制するための各種措置がとられています。特にお住まいの郡や市など地方政府が発信する情報には生活に密接に関わるものが多く含まれていますので、各自において最新情報の把握に努めてください。

3. CVS Pharmacyでのドライブスルー検査

明日から、バージニア州のCVS店舗(39店舗)においてもドライブスルー検査が開始されます。また、メリーランド州においては、検査実施店舗が17店舗から30店舗に拡大しました。(いずれも州政府発表)

◎CVS:予約受付ページ

https://www.cvs.com/minuteclinic/covid-19-testing?icid=covid_testing_dt_banner

◎CVS:ドライブスルー検査に関する案内

<https://cvshealth.com/covid-19/testing-information-locations>

※追加店舗については順次反映されると思われます。

4. 当館ホームページに新型コロナウイルス関連情報を掲載しています。情報収集の一助としてご活用ください。

◎当館HP(新型コロナウイルス関連情報)

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html

5. 当館では、3月18日以降、当館領事班の人員体制を縮小しています。お急ぎでない手続きについては、ご来館の時期を再検討願います。

◎当館領事窓口をご利用予定の皆様へ(お願い)

<https://www.us.emb-japan.go.jp/j/announcement//20200427importantmessagecoronavirus.pdf>

6. 新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館(領事班)まで御一報願います。

■在アメリカ合衆国日本国大使館

住所: 2520 Massachusetts Avenue N.W., Washington D.C., 20008, U.S.A.

電話: 202-238-6700(代表)

HP: https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html